

『安志藩大庄屋井上家文書』——古城申伝書上覚——

竹内 信

はじめに

小稿では、安志藩大庄屋井上家文書に含まれる古城申伝書上覚の紹介を通じて、近世中期における古城跡が史跡としていかに認知されていたのか、その一端を考察してみたい。

近世期より史跡 それも赤松氏に關係する城跡を強烈に意識した家としては、上月村（現佐用町上月）に居住した大谷家が知られる。赤松氏の流れをくむ大谷家では代々赤松氏を顕彰する動きがみられた。特に六代目当主の義章は、太平山上上月城跡を会場として、文政九年（一八二六）四月一六日から一八日に上月合戦によって滅亡した赤松政範等を供養する太平山二百五十回忌法会を主

催している。その際、義章は籠城に加わった者を調べるとともに、その子孫と目される人物を彼なりの直向きな考証によってつきとめ、参加の案内を送付していたことが指摘されている。⁽¹⁾ また、本研究会が調査対象としてきた前期赤松氏についても、七代当主の義孝が赤松円心五百回忌にあたる天保十四年（一八四四）に法雲寺に忠臣塚が建立された際、事業の中心として奔走した同家執事の姻戚にあたる服部次郎左衛門義行（義章の弟義列の子）に協力して石の手配や費用負担を行っている。

赤松氏一門の末裔を自認する大谷家をはじめとした家々が家祖赤松氏故地の顕彰活動を行うのは自明のことと思われるが、中世以来の「旧家」ではない家の場合、古城はどのように意識されるよ

うになったのだろうか。

本稿で紹介する「古城申伝書上覚」は、現在の佐用町域に存在した中世山城について、大庄屋の井上家が領主の安志藩の代官に報告する過程がうかがえる史料であるが、井上家は中世以来の「旧家」ではなかったとされていることから、こうした問いに答えうる素材としても注目できよう。また、本史料の存在についても、これまで充分に知られてこなかったため、甚だ不十分ではあるものの、当該史料の翻刻を行いながら若干の考察を加えることにして、史料紹介に代えたい。

一、井上家について

井上家文書については、すでに当館発行の『収蔵資料目録3 安志藩大庄屋井上家文書』に付された解題にまとめられているため、ここでは井上家の来歴についてのみ焦点を絞り、ごく簡潔に確認する。

井上家は初代の四郎右衛門正凭まさより以降、近代に至るまで佐用郡蔵垣内村（佐用郡佐用町福吉）に在

村していた有力な家の一つであった。だが、井上家は中世以前から同村に居住していたわけではなかったとされる⁽²⁾。初代正凭から三代絹畑六郎右衛門安時までは蔵垣内村の庄屋を勤めていたと考えられており、⁽³⁾享保二年（一七一七）に安志藩が立藩すると、同五年から慶応元年（一八六五）に至るまで、五代（四代当主沢右衛門正富）八代当主伝四郎正範）にわたって蔵垣内組大庄屋を勤めている。なお、蔵垣内村は慶長五年（一六〇〇）の池田輝政による統治以降、浅野家、幕府領を経て、享保二年（一七一七）に豊前国中津から小笠原長興が移封されて以降、幕末に至るまで安志藩領であった。

以上が井上家の略歴となるが、ここでは井上家が当該地域における中世以来の旧家ではなかったことを確認しておきたい。

二、史料の翻刻とその内容

次に、本稿で紹介する史料の翻刻を掲げ、史料の性格について考えてみたい。

史料A 八一五 近所古城申伝書上覚

近所古城申伝書上覚

一高倉山

嘉吉時代山名宗全白幡城賣之時寄城、

其後上月賣之時太閤秀吉公寄城、上月

毛利賣之時又太閤秀吉公高倉山ニ後詰之

由

一櫛田宮山城主

櫛田八郎有景、円福寺殿白幡之城主赤松

季則之孫也、季則之時代保元時代之由

一久崎浅瀬山城主

孝橋修理之介季時 元龜時代也

一米田城主

赤松祐清從四位下江見川原弥次郎小寺卜

毛

正和時代

一升之山

間島氏之古城之由申伝候得共、時代委相

知不申候

右之通古来方申伝之通書上申候、慥成ル
義八相知不申候、以上

寅年四月朔日

仁位村庄屋
上櫛田村庄屋

兵右衛門 (印)

彦左衛門 (印)

絹畑沢右衛門殿

史料B 八一六 古城申伝書上覚

「端裏書」差上候控」

古城申伝書上覚

当御領分

一海田之城主

皆田村

井戸和泉守

右同断

皆田村

一広岡之城主

右同断

本郷村

本郷祐義

森对馬守様御領分

一上月太平城主

上月村

赤松蔵人太輔政範雅名十郎卜云

赤松佐用次郎頼景後孫赤松左京

太夫政則孫右京太夫政元嫡子也、

佐用赤穂揖東揖西穴粟五郡

之領主天正五年丑 十二月十八日落城

当御領分

一 早瀬之城主 早瀬村

同舎弟赤松政直

右同断

一 高倉山 上櫛田村

大久保出羽守様御領分

下櫛田村

嘉吉時代山名宗全白幡城責

之時寄城、其後上月責之時

太閤秀吉公寄城^{上月}毛利責之

時又太閤秀吉公高倉山二後詰也

当御領分

一 櫛田之城主 上櫛田村

大久保出羽守様御領分

下櫛田村

櫛田八郎有景円福寺殿白幡之

城主赤松季則之孫也、季則之

時代保元時代之由

当御領分

一 浅瀬山城主 円光寺村

森对馬守様御領分

久崎村

孝橋修理之介季時、元龜時代

一 飯之山

当御領分

上櫛田村

大久保出羽守様御領分

下櫛田村

森对馬守様御領分

久崎村

間島氏居城之由申伝候得共時代

相知不申候

右之通近辺古城地古来より

申伝之通書上申候、慥成儀^者相知

不申候以上

延享三^{丙寅}年四月 絹畑沢右衛門(印)

喜多村又左衛門殿

史料Aは近隣の古城跡について報告すべく作成されたものである。年号は延享三年(一七四六)で、仁位村庄屋兵右衛門と上櫛田村庄屋彦左衛門の両名から蔵垣内組大庄屋の絹畑沢右衛門正富(井上家四代当主)に宛てている。蔵垣内組は差出人欄にある仁位村と上櫛田村を含め、佐用郡の

うちの安志藩領の十一ヶ村（早瀬・円光寺・山田・中山・本郷・大垣内・皆田・三尾・蔵垣内）を統べていたことから、本史料が蔵垣内組内の庄屋から大庄屋に向けて作成されたものであることが分かる。その内容をみると、仁位村と上櫛田村の隣の古城として、高倉山・宮山城・浅瀬山城・米田城・升の山（飯の山の誤記力）の五か所を書き上げ、「慥成ル義八不知」としながらも、各城の城主とその来歴を簡潔に記している。

一方、史料Bは、蔵垣内組大庄屋の絹畑沢右衛門から安志藩士の喜多村又左衛門⁴に向けて作成された文書の控えである。内容は、周辺の古城跡とその来歴が簡潔に記される点では史料Aと共通するが、古城として史料Aの大半を包含した計八か所が書き上げられており、その立地する領分⁵についての記載がみられる点でも異なる。また、史料A、Bの末尾には列記した城郭の存在が古くからの伝承に基づくもので、その信憑性については不明である旨が記されている点も、近世中期の段階で地域の住民が古城の来歴についてあやふやとなっていたこと、換言すれば延享三年当時から地域の

伝承として、周辺の古城が伝えられていたことがうかがえて興味深い⁶。

史料A、Bは蔵垣内組内各村からの古城に関する伝承について、安志藩に報告すべく大庄屋が取りまとめ、安志藩に報告際に作成されたものと判断できる。

三、史料の作成背景

では、史料A、Bの作成背景はいかなるものであったのか。詳細は判然としないが、一つの可能性として延享三年（一七四六）一月より実施された諸国巡見使の存在が挙げられる。諸国巡見使とは、大名・使番・両番（書院番・小性組）のうちより選ばれた三人一組で、全国を六地域に分かち一斉に監察した巡見使のうち、大名領を巡視したものを指す。その目的としては、在地の状況を監察すること、個別領主の「仕置の善悪」を監督することに主眼が置かれていたといわれている。諸国巡見使の起こりは寛文十年（一六三三）とされるが、天和元年（一六八一）以降、天保九年

(一八三八) に至るまで將軍の代替わりごとに行われており、延享三年についても九代將軍家重の就任に伴い実施されている。

延享三年における安志藩への監察は、史料A、Bが作成された直後の四月二六日に行われているが、その詳細は不明であるため両者の直接的な関係性を立証することはできない。しかし、比較的巡見内容が判明する天保九年(一八三八)の史料を参照すると、多岐にわたる査問事項のなかに、古城跡の有無とその地名を問う項目があるため、古城跡が査察対象の一つにあったことが分かる。古城を調査対象とした理由としては、幕府が軍事的拠点になりうる場を把握するためと考えられるが、ここではむしろ、監察対象とされた藩、ひいては藩領内の村が古城跡を認知しておかなければならない状況にあった点に注意を向けたい。史料A、Bの作成背景として幕府による諸国巡見使に対応すべく、古城跡を把握しておく必要に迫られた安志藩が大庄屋を通じて、地元の古城跡の情報を得ていたように思われるのである。仮設は置いておくとしても、少なくとも藩からの求めに応じ

て庄屋や大庄屋層が支配下に置いた村の古城跡に関する情報を蓄積する必要にあった点は間違いないだろう。

おわりに

井上家が中世以来の旧家ではなかったことは、すでに述べた。本稿では、「古城申伝書上覚」二点の史料紹介を通じて、そうした古城に直接的な由緒を持たず、伝承についても「慥成ル義」を知らない家であったとしても、藩命によってそれらの情報を把握しておく必要が、地域の名家である庄屋や大庄屋層に求められていたことを指摘した。

羽賀祥二によれば、一八世紀後半から一九世紀にかけて、大名や旗本といった領主層は古戦場や古城跡に先人の偉業を刻んだ記念碑を建立していき、それらが地誌や名所図会等によって周知されることになって、「記念碑」が敬礼対象として認識されていたこと、地域の有力農商民(旧家・名望家)も自家の創業者や地域に功績のあった人物の遺跡について探索・顕彰する動きから、復古

の歴史的潮流が生み出されていったといつた⁽⁸⁾。

こうした羽賀の歴史像について本稿で紹介した史料だけでは検証することは難しい。しかし、大庄屋レベルの地域の有力な家は、個々の関心の程度に関わらず、地域に存在した古城やその来歴に触れざるを得なかったことは本史料の紹介を通じていえたのではないだろうか。こうした職務を通じて醸成されたのが、地域の歴史に対するまなざしであり、復古的な歴史的潮流を享受する土壌が培われたように思われる。西播磨地域において赤松氏が根強い関心を持たれ続けている背景には、以上のような事情があるためなのかもしれない。

注

- (1) 森田竜雄「大谷家について」(『播磨国佐用郡上月大谷家文書目録』 解題(上月町、一九九六年)、六五八六一頁。
- (2) 『收藏資料目録3 安志藩大庄屋井上家文書』(兵庫県立歴史博物館、一九八八年)、四頁。
- (3) 井上家は三代から五代にかけて絹畑姓を名乗る。これは二代目当主の妻の姓によるものである。
- (4) 喜多村又左衛門は宝暦一一年段階で米七石三人扶

持の安志藩士である(「分限帳」宝暦一一年四月改

(『安富町史』史料編(安富町、一九九五年)、一四二頁)。また、宝暦一四年に佐用組蔵垣内村が用水溜池を新設した際に藩主以下の役掛と氏名を記したものは御代官という立場にあった人物だといつ(『安富町史』通史編(安富町、一九九四年)、三九二頁)。

(5) 史料Bでは、史料Aのうち米田城を除く四か所を含めた計八か所の記載が見られるが、米田城の記載がみられない理由は不明である。

(6) 大正一一年に編纂された『佐用郡誌』には、海田(皆田)・広岡の両城主について、史料A、Bと同様の記載がみとめられる。『佐用郡誌』には記録等が見当たらないとしており、おそらく「口碑」に因つたものとみられるが、こうした伝承が近世中期の史料からも確認される。

(7) 『安富町史』通史編(安富町、一九九四年)、三六一頁。

(8) 羽賀祥二『史蹟論 19世紀日本の地域社会と歴史認識』(名古屋大学出版会、一九九八年)。